奈良県自然環境保全審議会自然保護部会 議 事 概 要

- 1 日 時 平成25年8月6日(火) 14:00~16:00
- 2 場 所 奈良県文化会館 第1会議室
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 開 会

●会議の成立について

- ・委員7名中、5名の出席。
- ・奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定により、会議は有効に成立 している旨報告。

●議事

議事進行:部会長職務代理者 北口委員 (条例第16条第5項および運営要綱第4条第3項の規定による)

○会議の公開・非公開の取扱について

- ・原則どおり公開。
- 〇諮問事項「平群谷環境保全地区の区域変更」については、関係機関である平群町と 県産業・雇用振興部の出席を要請。

○会議録署名人の指名

・部会長代理より、松井委員を指名。

○諮問事項「平群谷環境保全地区の区域変更」について

部会長代理:環境保全地区は県内に9箇所指定されているが、環境保全地区の指定や 解除については本審議会の意見を聞くとなっている。環境保全地区は指 定後40年あまりが経過しており、地域計画等の公益との調整が必要と いうこと。それでは事務局より説明をお願いする。

<事務局より説明>

部会長代理:高さ制限が企業誘致による地域の活性化のネックとなっているため、環境保全地区から除外が必要だが、除外後も他の法令等によって緑化や地域の住民の憩いの場が確保されるとのこと。ただ今の説明について何か意見はあるか。

委員:企業誘致とのことだが、何社か候補としてあるのか。

事務局:東証一部上場の優良な大企業が打診。過去にも2社ほど相談があった。

- 委員: 平群町からの要望書に「環境の保全については、奈良県景観条例に基づく奈良県景観計画の広域沿道幹線区域による景観の保全を行うとともに」とあるが、具体的にはどのようなことか。
- 事 務 局: 奈良県景観計画というのは、県内の広域沿道幹線区域の道路の沿道沿い に植栽をして、美しく風格のある奈良を創造し、観光客や県民に景観を 楽しんでいただこうというもの。景観法に基づいて、生駒市と平群町の 境界、国道168号沿いを広域沿道幹線区域に指定していて、特に沿道 の両側は緑化を図るよう力を入れている区域である。
- 委員:環境保全地区の定義は、「道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で、良好な環境を保全するために積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区」ということだが、「等」に想定されているものは何か。また、「良好な環境を保全するため」に、なぜ「緑化」なのか。また、里山がある形で整備していくのではなく都市公園に類するものができると読めるのだが、そのような見方で正しいか。
- 事務局:環境保全地区は、主に街並みを美しくしようということで、指定しているもの。両勾配の屋根、生け垣による緑化、色はこげ茶といったように、同じような色や形態にして落ち着いた街並みをつくっていこうという趣旨。自然公園は知事の許可となるが、環境保全地区は届けをもらうということで、強い規制があるわけでない。県が行政指導を行っている。里山を守るといった規制ではなく、都市公園的に景観を守っていこうというもの。開発が不可という条例ではなく、開発したあとはある程度緑化して、街並みを整えていこうといった趣旨。
- 委員:「原則として」13m、「原則として」両勾配という文言があるが、絶対に守らなければならないのか。それを超える高さのものをつくるとか、 片流れにするというのは、指定解除を行わず、そのまま行うのは難しいというのが奈良県の判断だということでよろしいか。
- 事務局:委員のとおりである。ただ、公共施設であれば、公益性で必要があるということで、13m以上のものが建っているというのもある。
- 委員:特徴的なのは環境保全地区の割合が町全体の約半分となっていること。 企業団地の開発が時代とともに要請されたときの整理の仕方は平群町の 中で論議してきたと思う。平群のまちづくりの方針が、住環境を中心と していたが、やはり生産の分野は欲しいというのが時代の移り変わり。 流れの中で仕方がないとは思う。
- 事務局:全体で見ると、この環境保全地区が46%を占め、しかも山側には金剛 生駒紀泉国定公園があるといった中で、はたして平群町のまちづくり全 体を考えたときに、土地利用がそれでいいのかということで解除が提起 された。この条例で環境保全地区に指定した目的、緑化が図られるので あれば、それにこだわる必要がないのではないかという判断である。町 として企業を誘致したいという思いは理解できるし、それに担保するも

のとして緑化が図られるのであれば、そのような方向性も考慮すべきと のことである。

また、環境保全地区の中に、工場を建てている現状がある。

委員:資料の写真のように不法投棄などがある現況から、環境保全地区といわれつつ、条例ができたときと今は随分変わってきていると思う。今回の変更のように、開発も考えていかないといけない場合に、開発をどう捉えていくのかについて、きちんと議論していただきたい。

委員:山を切って造成するので法面が出てくるが、そこに好ましくない外来の植物が植えられるということが、今の造成の手法としては主流。環境保全をするには、その分お金がかかる。費用負担は立地する企業ということだが、企業としてはコストが多くなるのは苦しい。環境保全という中で来てほしいということであれば、費用が高くなる分の半分は行政が持つなど、そのようなことができないか。

部会長代理:今後進めるにあたっては、奈良県全体でのまちづくり、今後何年間の都 市計画ということも踏まえて、区域を変更していただきたい。また、単 につくられたような景観ではなく、本当の自然が感じられるような造成 をしていただきたい。企業に任せるのではなく、造成についても県や町 が関わっていただきたい。

○原案のとおり異議なしと決議される。

<平群町・県産業・雇用振興部の退席>

○報告事項「奈良県レッドデータブック改訂委員会設置」について

<事務局より説明>

委員:改訂委員の人選だが、維管東植物担当が、前回5名だったが、3名になっている。検討する種数は前回700を超えていたかと思うが、3名まで削ってしまっていいのか。しかも、ご高齢の方が多い。今後も継続して10年に1回くらいの周期で行うのだと思うが、知識や調査能力の継承の観点が失われているのではないか。

事 務 局:近々、分科会を開催する。維管束植物についてもどのように対応するか話し合いをする。また、専門の会社に業務の委託もしており、そちらとも連携して、また、ワーキンググループなどで、顧問的にそういう方に来てもらって、様々な知識を集めて対応していきたいと考えている。

委 員:このレッドデータブックはどのように使われているのか。

事 務 局:できるだけ県民の方々に奈良県にはこのような珍しい動植物がたくさんいるということを知ってもらって、自然の大切さを啓発しようというのが一つ。もう一つは、学術的に、奈良県の希少な野生動植物の割合が、前回の調査では12%となっており、環境省が出している全国の割合、前回8%より高くなっている。また、奈良県は大台ヶ原や大峰山系など原生的な地域があり、また南北に広いということもあり、様々な動植物

が分布し、地域ごとに特色が強いということがある。そのようなことを 把握し、このデータを使って自然環境の保全に努めようという趣旨であ る。

- 委 員:趣旨は良いことでわかるのだが、具体的に、普及の場合、学校に配って いるのかなど、どのように活用されているのか聞きたい。
- 事務局:前回は各学校の図書館には置いているが、教室に1冊にはなっていないので、できれば改訂版については広く配りたい。それから、県民の方も 一緒に調査に入ってもらうことも、今回の改訂では考えている。
- 要 員:それが大切。どのように活用して、啓発に生かすのかということ。啓発 について意識すれば、まとめ方が考えられるのではないか。改訂版とい うのが、ただ調査をして新しい情報を入れていくだけではなく、その時 代に必要とされるものは何かということも考えたうえで、進めてほしい。
- 事務局:できあがったものが、単に本になって、例えば、開発のときにアセスだけの役に立つというのではなく、様々な方に様々な使い方をしてもらえるようにと考えている。

奈良県自然環境保全審議会自然保護部会出席者名簿

委員氏名		選任区分	出身団体の役職名等	学識経験者等の 専門分野
足立	久美子	学識経験者	文化事業団体「文化のみち」代表	地域づくり
〇北口	照美	学識経験者	奈良佐保短期大学特任教授	住環境学
高柳	忠夫	県議会議員	県議会文教くらし委員長	
田村	省二	関係行政機関職員	環境省近畿地方環境事務所統括自然保護企画官	
松井	淳	学識経験者	奈良教育大学教授	植物学

(50音順、〇は部会長職務代理者)